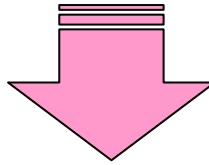


「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」抜粋

(本市による産業廃棄物の処分)

第33条第1項

市長は、法第11条第2項の規定により、規則で定める産業廃棄物を本市が設置する廃棄物埋立場(以下「埋立場」という。)において処分することができる。



規則で定める産業廃棄物(限定列挙)を埋立処分することができる